

○ 農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱（昭和55年9月4日付55構改D第575号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																		
第1～第12（略） （別記様式第1号）（第3関係）（略） （別記様式第2号）（第4関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日 発生 (災 害 名)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">事 業 種 別</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____地区</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">災害復旧事業計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕</td> </tr> </table> [削る]	年 月 日 発生 (災 害 名)		事 業 種 別	_____地区			災害復旧事業計画書			農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕			第1～第12（略） （別記様式第1号）（第3関係）（略） （別記様式第2号）（第4関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">年 月 日 発生 (災 害 名)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">事 業 種 別</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">_____地区</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">災害復旧事業計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border-color: red;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; border-color: red;"><u>地方農政局</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center; border-color: red;">審 査</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">防 災 課 長</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">災 害 査 定 官</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">(原課)課長</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; border-color: red;"><u>国営事業所等</u> 又 _____は 〇 〇 県</td> <td style="width: 10%; text-align: center; border-color: red;">作 成</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">所 長</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">次 長</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border-color: red;">課 長</td> </tr> </table> （別記様式第3号）（第7関係）～（別記様式第6号）（第10関係）（略）	年 月 日 発生 (災 害 名)		事 業 種 別	_____地区			災害復旧事業計画書			農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕			<u>地方農政局</u>	審 査	防 災 課 長	災 害 査 定 官	(原課)課長	<u>国営事業所等</u> 又 _____は 〇 〇 県	作 成	所 長	次 長	課 長
年 月 日 発生 (災 害 名)		事 業 種 別																																	
_____地区																																			
災害復旧事業計画書																																			
農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕																																			
年 月 日 発生 (災 害 名)		事 業 種 別																																	
_____地区																																			
災害復旧事業計画書																																			
農政局名 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖 縄 総 合 事 務 局〕																																			
<u>地方農政局</u>	審 査	防 災 課 長	災 害 査 定 官	(原課)課長																															
<u>国営事業所等</u> 又 _____は 〇 〇 県	作 成	所 長	次 長	課 長																															

附 則

この通知は、令和3年〇月〇日から施行する。

農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱

昭和55年9月4日付55構改D第575号
最終改正 令和3年4月1日付2農振第2706号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業の取扱いについては、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）。以下「施行令」という。）土地改良法施行規則（昭和24年農林省第75号）その他政令に特定の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 災害復旧事業の範囲

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合に該当する地区（農林水産省農村振興局長が別に定めるものを除く。）が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第5項に規定する災害を受けた場合は、法第87条の5の規定に基づいて災害復旧事業を施行する。

ただし、(3)に掲げる場合にあっては、土地改良施設の災害復旧事業に限る。

- (1) 法第85条、第85条の2、第85条の3及び第87条の2の規定に基づいて国が土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「直轄事業」という。）、並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「代行事業」という。）
- (2) 直轄事業及び代行事業（以下「基本事業」という。）が完了したもので未だ法第94条の6の規定に基づく管理委託を了していない場合
- (3) 法第87条の2第1項第1号又は第2号の規定に基づいて土地改良事業が実施された場合（土地改良区等に管理委託した土地改良施設を必要とする当該土地改良事業の施行地区の入植者が経済自立の時期に達していないと認められる場合に限る。）
- (4) 基本事業が完了したもので法第94条の6の規定に基づき管理委託を了している土地改良施設のうち次のいずれかに該当する場合
 - ア 工事規模が著しく大であるとき
 - イ 工事が高度な技術を要するとき

ウ 激甚な災害を被り当該被災施設の復旧が公益上国の直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき

第3 災害報告

第2の各号に該当する地区において災害が発生した場合には、当該地区に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事業所長等」という。）

又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に遅滞なく被害状況、被害額等を報告しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定により事業所長又は都道府県知事から報告を受けたときは、遅滞なく農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。
- 3 事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第1号）を地方農政局長に提出しなければならない。
- 4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第4 災害復旧事業計画書の提出

事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第2号）を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を災害発生後30日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 事業所長等又は都道府県知事は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。
- 4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第5 事業費の積算基準

災害復旧後の設計単価及び歩掛等は、基本事業と同一の取扱いとする。

ただし、管理事業にあっては災害復旧事業に係る施設の建設事業と同一の取扱いとする。

- 2 工事諸費等については次に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。
 - (1) 測量設計費……災害復旧工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額
 - (2) 船舶及機械器具費及び事業車両費……費用の合算額は、災害復旧工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額
 - (3) 用地費及補償費及び営繕費……必要額を積み上げて得た額
 - (4) 工事諸費……災害復旧本工事費の額及び全各号に掲げる費用を合計して得た額に次の割合を乗じて得た額以内の額

ア 工事が2か年にわたる場合

100分の5.6（北海道にあっては100分の4.3）

ただし、初年度にあっては100分の2.13、第2年度にあっては全体工事諸費の額か

ら初年度分工事諸費を差し引いて得た額
イ 工事が単年度施行の場合

100分の2.13

第6 事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第4の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく事業所長等又は都道府県知事に通知するものとする。

第7 実施計画書の承認

地方農政局長は、第6の規定により事業費の決定通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第3号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第8 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について緊急に施行する必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

- (1) 災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事
- (2) 災害の発生箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事
- (3) かんがい期間中に用水路又は頭首工に被害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要がある応急仮工事
- (4) 特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きい、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当な回路がないため緊急に施行する必要がある仮道又は仮橋工事

- 2 前項の承認を受けようとする場合には、緊急応急費概算調書（別記様式第4号）を提出するものとする。ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第9 事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第6の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に更に新たな災害が生じた場合における申請は、第4の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第5号）を添付して行うものとする。

第10 完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかにしゅん工検査を行い、災害復旧事業完了調書（別記様式第6号）を添えて翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に報告

(5) 事業の進捗状況

主たる工種	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度 残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
〇〇頭首工		千円		千円		千円		千円		千円
〇〇幹線用水路										
〇〇支線道路										
その他										
計										

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

7. その他必要な事項

8. 図面及び被災写真等

- (1) 位置図は、建設事業計画一般平面図又は5万分の1の地形図に、主要工事の前年度まで施行済、前年度施行済、本年度施行、次年度以降施行予定区間を明示すること。
- (2) 被災写真は、被災概況が確認できるものを添付すること。
- (3) その他被災状況に応じて必要な図書を添付すること。

[別紙]

5. (3)の気象状況は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア 水害の場合

(ア) 降雨状況（日雨量、連続雨量又は融雪量）

観測所名	所在地	月 日	月 日	月 日	月 日	連 続 雨 量	備 考
		mm	mm	mm	mm	mm	

注 備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

(イ) 降雨状況

観測所名	所在地	月 日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注 本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

(ウ) 主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最 大 洪 水 位	日 時	備 考
			m	m		

注 備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。

イ 暴風災害又は高潮災害の場合

(ア) 風速及び気圧

観測所名	所在地	日 時	最低気圧	最大風速	備 考
			mb	m/sec	

(イ) 潮 位

観測所名	所在地	日 時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備 考
			m	m	

注 備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法（実測、目測、聴取等）を記入すること。

- (ウ) 降雨状況
 (エ) 主要河川の洪水状況 } アに同じ

ウ 地震の場合

観測所名	所在地	日 時	震 度	備 考
				1. 震源位置 2. マグニチュード

(別記様式第2号) (第4関係)

年	月	日	発生	事業種別
(災	害	名)		
				地区

災害復旧事業計画書				
農政局名 又は 県名				
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕				
〔沖縄総合事務局〕				

6. 復旧事業設計書

(1) 事業費総括表

〇〇地区 災害復旧事業費総括表					
金 _____					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
〇〇復旧工事費					
	□□復旧工事費				
測 量 設 計 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船舶及機械器具費、 事業車両費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及補償費、 営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
(緊急応急費)					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

- (2) 工事内訳書 } 基本事業と同一扱いとする。
 (3) 単価表 } (土地改良事業等請負工事の価格積算)
 (4) 各種計算書 }
 (5) 各種図面

ア 地区一般平面図

イ 平面図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

(1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
			都道府県	市 町 村	資 格 者	
		%	%	%	%	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

(2) 当該事業の施行に係る「3条資格者数」の確認できる資料を添付すること。（字切図、農家台帳、同意書、受益区分図、用水系統図等のうち、必要と思われるもの。）

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

直轄 地区
 年発生 ————— 災害復旧事業 (変更)
 代行 工区

年度 実施計画書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名 又は 県名
 (北海道開発局〇〇開発建設部
 沖縄総合事務局)

(単位: 千円)

工区名	全体計画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		摘要
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
〇〇〇 □□	本工事費 測量設計費 船舶及機 械器具費 : 工事諸費 計	頭首工 排水路	エプロン コンクリート180kg/cm ² 護床工 異形ブロック〇t R. Cフルーム	式 m ³ m ² m	1.0								〇〇m ²

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に () とする。

(別記様式第4号) (第8関係)

年 月 日 発生 (災 害 名)	事業種別
_____ 地 区	
災害復旧工事緊急応急費概算調書	
農政局長 又は 県名 〔北海道開発局〇〇開発建設部 沖 縄 総 合 事 務 局〕	

1. 事業名

国営〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇災害復旧事業

2. 地区名

工 区 名	当該施設の受益面積	所 在 地
〇 〇 工 区	〇〇〇. 〇ha	〇〇県〇〇市〇〇大字〇〇

3. 災害の原因及び被災状況

4. 緊急応急費を要する理由

5. 復旧計画の概要

復旧事業計画概要(数量、延長、単価、金額の概数を記載)を示し、
そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

6. 添付図書

- (1) 被害状況の写真
- (2) 一般平面図
- (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
- (4) その他

(別記様式第6号) (第10関係)

直轄 地区
 年発生 ————— 災害復旧事業完了調書
 代行 工区

農政局名 又は 県名
 (北海道開発局〇〇開発建設部)
 (沖縄総合事務局)

基本事業種別	被災年月日	所在地	予 算 額		
			年度	年度	計

(単位：千円)

工 区 名	決 定 額						完 了 額		年 度 別 完 了 額				残 額	摘 要
									年 度		年 度			
	費 目	工 種	名称・形状・寸法	単 位	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額		
○ ○ ○ □ □	本 工 事 費 測 量 設 計 費 船 舶 及 機 械 器 具 費 : 工 事 諸 費 計	頭 首 工 排 水 路 :	エプロン コンクリート180kg/cm ² 護床工 異形ブロック〇t R. Cフルーム	式 m ³ m ² m	1.0									

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に () 書とする。